

LPガスの取引の適正化に向けた取り組み宣言

1. 宣言

私たち富士ホームエナジー株式会社（以下「当社」という）は、『「地域の暮らしと社会基盤を支えるエネルギーやサービスをお客様に安定的に提供する」という私たちのミッションに基づく事業活動を通じて、持続可能な社会の実現に貢献するとともに企業価値の持続的な向上を目指します。』を経営理念としております。

また、富士興産株式会社グループの一員である当社は、「環境のグリーン化対応とエネルギーの供給を通して社会に貢献するエネルギー商社であり続ける。」を長期ビジョンとしております。

当社は、お客様（消費者様並びに消費者様以外のお取引先様）に対する「安全・安心・安定」の供給及びサービス体制の維持・強化を事業の柱と考え、令和6年4月2日に公布された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液化石油ガス法」という）の改正を受け、取引の適正化・料金の透明化を実現するべく、以下にあげる内容を基本方針としてお示しするとともに、その取り組みや成果を確認してまいります。

2. 基本原則

当社は、「安全・安心・安定」の供給体制の維持・強化に向けて、各種安全対策の実施及びサービス体制の充実を図り、お客様の快適な暮らしを支える信頼のパートナーを目指します。

当社は、社員教育並びに安全教育の実施、安全設備の導入など「安全・安心・安定」の供給体制の維持・強化を積極的に行います。

また、当社は経営理念を具体的な行動に移すために「行動規範」を定めており、その中に「お客様の満足を追求し信頼に応えます」並びに「法令を遵守し、公正で誠実に行動します」を挙げており、お客様との信頼関係の構築に努め、コンプライアンスを徹底いたします。

当社は、経営理念並びに行動規範に則り、令和6年4月2日に公布された液化石油ガス法の改正法令をはじめその他法令についてコンプライアンスを徹底し、「安全・安心・安定」の供給及びサービス体制の維持・強化を図り、地域を支えるライフラインを担う企業として社会的責任の重さを認識するとともにその責任を果たします。

3. 改正法令への取り組み

当社は、社会における企業の果たすべき責任に鑑み、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、公正かつ透明な企業活動の実践に取り組んでおります。

当社は、令和6年4月2日に公布された液化石油ガス法の改正法令の以下の3項目についてもコンプライアンスの徹底をいたします。

(1) 過大な営業行為の制限

- ・ 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ・ LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

(2) 三部料金制の徹底

- ・ 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制の徹底
- ・ LPガス消費とは関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ・ 賃貸向けLPガス料金は、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

(3) LPガス料金等の情報提供

- ・ 入居希望者様へのLPガス料金の事前提示の努力義務
(入居希望者様に直接又はオーナー様、不動産管理会社様、不動産仲介業者様等を通じて提示)
- ・ 入居希望者様から直接要請があった場合のLPガス料金等の情報提供義務

4. コンプライアンスの徹底に向けて

当社は、従来からの商慣行を見直し、液化石油ガス法をはじめその他法令についてのコンプライアンス徹底に向けて以下の取り組みを行い、お客様との信頼関係構築に努めます。

(1) 経営者のコミットメント

当社は、コンプライアンスの徹底と経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を重要視し、公正かつ信頼性の高い経営の実現を目指しております。

また当社は、地域を支えるライフラインを担う企業として、お客様への「安全・安心・安定」の供給体制の維持並びに強化を最重要業務の一つとしており、その社会的責任を認識するとともに、令和6年4月2日に公布された液化石油ガス法の改正法令をはじめその他法令についてコンプライアンスを徹底し、消費者様並びに消費者様以外のお取引先様など全てのお客様への十分な説明によりご理解をいただけるよう努めてまいります。

(2) お客様（消費者様）との信頼関係の構築

当社は、お客様（消費者様）に対し、当社のコンプライアンスに対する取り組みを説明しご理解をいただけるよう努めてまいります。

また、お客様（消費者様）からのご意見・ご提案などをお聞かせいただき、お客様（消費者様）にあったご提案など速やかな対応により信頼される関係を構築し、お取引いただけるよう努めてまいります。

(3) お客様（消費者様以外のお取引先様）との信頼関係の構築

当社は、お客様（消費者様以外のお取引先様）との間で、当社の経営理念・長期ビジョン・行動規範・コンプライアンスの徹底などを共有するよう努めます。

また、お客様（消費者様以外のお取引先様）に対し、令和6年4月2日に公布された液化石油ガス法の改正法令をはじめその他法令の周知・徹底を行い、十分にご理解・ご認識を得てお取引いただけるよう、信頼関係の構築とコンプライアンスの徹底に努めます。

(4) 社員への啓蒙活動の実施

当社は、社員の技能や知識などを高める教育研修に加え、定期的なコンプライアンスや行動規範に関する研修・社員教育等を実施しており、今後も継続いたします。

また、お客様からの信頼や期待にお応えできるよう、積極的に情報交換を行い、社員自らが規律を維持・向上させる取り組みも行ってまいります。

(5) 取引の管理

当社は、お客様のご理解とご認識を十分に得て、液化石油ガス法の周知を徹底し、取引の中でお客様の利益を不当に害するおそれのある取引を類型化し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、またお客様に説明のできない取引とならないように管理してまいります。

(6) 定期的な確認の実施

当社は、定期的なミーティング・各種委員会や連絡会などを通してモニタリングを実施いたします。また、関係団体や関係機関などと連絡を密にしてまいります。

以上

令和6年4月30日

富士ホームエナジー株式会社